

令和6年度

羅臼町「脱炭素先行地域」等に係るパートナー事業者
選定

公募型プロポーザル 実施要項

令和6年5月

羅 臼 町

1 目的

脱炭素社会実現に向け、羅臼町ではこれまで実施してきた地球温暖化対策を更に推進するため、ゼロカーボンシティ宣言をした。ゼロカーボンシティを目指すには、羅臼町が持ち得る資源を最大限に活用し、町民、事業者、行政が一体となり、脱炭素の取組を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるまちづくりを推進していく必要がある。

そのため、当町の地域特性を最大限に活用し、全国を代表する脱炭素モデルとしての「脱炭素先行地域」の選定を目指しているところである。

このことから、「脱炭素先行地域」への応募を行うにあたり、当町の事業趣旨に基づき、当町と連携し計画提案書の作成等を行うとともに、内容に応じた共同提案者等の選定をするものである。

2 業務の名称

羅臼町「脱炭素先行地域」等に係るパートナー事業者選定

3 業務の内容

- (1) 「脱炭素先行地域づくり事業」、「重点対策加速化事業」への応募に向けた事業内容や施策の検討、計画提案書作成の支援。
- (2) 羅臼町のゼロカーボンに向けた推進体制の確立や各種会議、関係者説明等への支援。
- (3) (1)への応募に向け、必要に応じ補助事業への応募に係る事業内容や施策の検討、計画提案書作成の支援、選定後の事業実施。
- (4) 「脱炭素先行地域づくり事業」、「重点対策加速化事業」、選定後の共同実施と連携。

4 協定期間

協定締結日から1年間とする。但し、両方で合意に達した場合は期間延長を行うことができる。

5 協定締結後について

- (1) 「3 業務内容の(1)、(2)」に係る費用は事業者の負担とする。
- (2) 「3 業務内容の(3)」について補助事業が採択された場合は、仕様を協議の上、随意契約を予定。
- (3) 「脱炭素先行地域づくり事業」、「重点加速化事業」の選定後の事業の実施は、事業内容や体制に応じて、国からの交付金の交付後、事業費の交付等を想定している。

なお、協定期間内に「脱炭素先行地域づくり事業」、「重点加速化事業」の選定がない場合、また、国等の補助事業の採択がなく財源が確保できない場合は、事業費の交付等はないものとする。この場合において、事業者はそれまでに要した費用を当町に請求することはできない。

6 公募型プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者等の資格については、以下のすべての要件を満たした者とする。

(1) 単独事業者又は複数の事業者（以下、「共同事業体」という。）による提案であること。

※共同事業体は本プロポーザルに係る代表者を選定し、その者は代表して、本プロポーザルに係る当町との連絡調整等を行うものとする。

(2) 企業、特定非営利活動法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

(3) 過去5年以内に契約締結した地球温暖化対策あるいは再生可能エネルギー関連事業の計画策定及びそれに類する業務を他の自治体から受注した実績があること。

※共同事業体の場合は、構成事業者のいずれかの事業者が満たしていればよいものとする。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団または暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

(8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(9) 国、北海道及び羅臼町から指名停止を受けている期間中でないこと。

(10) 直近1年間に、国税及び地方税を滞納していない法人等であること。

(11) 共同事業体の構成事業者が、単独又は他の共同事業体の構成事業者として、本業務に参加していないこと。

7 スケジュール

| | |
|---------------------------|-----------------|
| (1) 募集開始 | 令和 6年 5月 1日 (水) |
| (2) 参加表明に係る質問受付期限 | 令和 6年 5月13日 (月) |
| (3) 参加表明に係る質問回答 | 令和 6年 5月17日 (金) |
| (4) 参加申込書受付期限 | 令和 6年 5月23日 (木) |
| (5) 企画提案等に係る質問受付期限 | 令和 6年 5月27日 (月) |
| (6) 企画提案等に係る質問回答 | 令和 6年 5月30日 (木) |
| (7) 企画提案書受付期限 | 令和 6年 6月 6日 (木) |
| (8) 企画提案説明（以下、「プレゼン」という。） | 令和 6年 6月11日 (火) |
| (9) 審査結果通知 | 令和 6年 6月12日 (水) |

8 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期限内に提出すること。作成書類は「A4版・縦式・横書き・左とじ・片面印刷（着色可）」を基本とするが、収まらない図表があるときはA3サイズを用いてもよい（その場合、A4サイズに折り込む）ものとする。

（1）参加申込関係書類

① 提出書類（各1部）

ア 参加申込書（様式第1号の1）または（様式第1号の2）

イ 会社概要（様式第2号） ※共同事業者の場合、全ての構成事業者分を提出すること

ウ 同種・類似業務実績整理表（様式第3号）

※「6 公募型プロポーザルの参加資格の（3）」において、共同事業者の場合、構成事業者のいずれかの事業者が満たしていればよいとしているが、実績のある構成事業者は提出すること。

エ 登記事項証明書（法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」）

オ 直近1年間の未納がない証明書（国税及び地方税）

カ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

② 提出期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月23日（木）午後5時まで（必着）

③ 提出方法

持参または郵送（書留または簡易書留に限る）より、下記の「14 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時までとする。

（2）企画提案関係書類

① 提出書類

ア 羅臼町「脱炭素先行地域」等に係るパートナー事業者選定企画提案書

（様式第4号の1）または（様式第4号の2） 1部

イ 業務実施体制表（様式第5号） 10部

ウ 企画の具体案（任意様式） 10部

本実施要領の内容を踏まえ、下記1）～5）について記載すること。また、環境省が公表している脱炭素先行地域募集要領（第5回）等を参考とし、脱炭素先行地域への応募に伴う計画提案書の内容に沿ったものとする。

1）地域脱炭素の実現に対する考え方について

当町の特徴や地域課題を踏まえながら、地域脱炭素の実現に向けた取組の全体像を説明すること。

2) 民生部門電力の脱炭素化に関する取組

民生部門の電力消費に伴うCO₂等の温室効果ガスの排出を実質ゼロとするための取組の具体的内容を説明すること。対象とする地域、事業費の額（各年度）、活用を想定している国の事業（交付金、補助金等）についても記載すること。

3) 民生部門電力以外の脱炭素化に関する取組

民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出削減に係る取組の具体的内容を説明すること。対象とする地域、事業費の額（各年度）、活用を想定している国の事業（補助金等）についても記載すること。

4) 地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果

脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題や、その解決に向けた取組により期待される効果(地域経済、防災、暮らしの質の向上等)を説明すること。

5) 町内関係者との連携・合意形成

町内事業者（地域新電力等）や需要家との役割や取組内容、合意形成の考え方について説明すること。

② 提出期間

令和6年5月1日（水）から令和6年6月6日（木）午後5時まで（必着）

③ 提出方法

持参または郵送（書留または簡易書留に限る）より、下記の「14 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を持参または郵送（書留または簡易書留に限る）により提出すること。

(4) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を指示する場合がある。
- ② 提出された提案書は、返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

9 質疑応答

(1) 質問書の提出方法

質問は、質問書（様式第7号）を用い、事務局に電子メール又はFAXで提出すること。提出する場合は、事務局に対して、電話で着信の確認を行うこと。

なお、着信等の電話確認は、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 質問書の提出期限

ア 参加表明に係る質問

令和6年5月13日(月)午後5時まで

イ 企画提案等に係る質問

令和6年5月27日(月)午後5時まで

(3) 電話及び口頭による質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答は、参加表明に係るものは、令和6年5月17日(金)までに、企画提案に係るものは、令和6年5月30日(木)までに当町ホームページに掲載する。

10 審査及び選定

(1) 選定は、審査委員会において、提案書・プレゼン等の内容により、総合的に審査し最優秀者を決定する。

(2) 選定基準は、別紙のとおりとする。

(3) 参加資格者多数の場合は、過去の業務実績等を評価し、5者程度に選考する場合がある。

(4) プレゼンに関する事項

① 開催日時・場所

日時 令和6年6月11日(火) (予定)

場所 羅臼町役場内

(注) 詳細日程については、文書で各提案者に通知する。

② 参加人数

3名以内

③ プレゼンの内容

1企画提案書あたり30分以内で説明を行い、説明終了後に審査委員会が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計45分以内とする。

また、プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは当町で準備する。それ以外の必要な機器等は、参加者が準備すること。

④ その他

ア 企画提案者が1者の場合でもあっても企画提案等の評価を行い、委託業務者としての可否を審査する。

イ プレゼンを欠席した場合等は、選定の対象から除外する。

11 審査結果

審査結果は、全ての参加者に書面により通知するとともに、当町のホームページで公開する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

12 協定締結の方法

審査の結果、協定締結候補者として決定した者と本業務の協定締結を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と協定が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「6 公募型プロポーザルの参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 協定締結候補者が協定の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) 協定締結候補者の責により協定の締結が困難になったとき。
- (5) その他の理由により協定の締結が不可能となったとき。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 様式に記載しきれない場合は、適宜、追加、引き延すなどして使用すること。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最低限の範囲で複写することがある。
- (4) 提出された書類は、羅臼町情報公開条例（平成 14 年羅臼町条例第 17 号）に基づき情報公開の対象となる。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、当町と協定締結者で別途協議する。

14 問い合わせ先・提出先

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町町民環境課町民環境係

電話 0153-87-2115

F A X 0153-87-2358

e-mail kansei.r@rausu-town.jp